

熊本学園大学オープンアクセス方針

熊本学園大学（以下「本学」という。）は、地域の知の拠点として、本学において発行・発表された研究成果を学内外問わず公開することにより、本学の知的財産を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- 1 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果、（以下「研究成果」という。）を、「熊本学園大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。
また、関係府省が定める学術論文を主たる成果とする即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給した研究の成果を、関係府省が定めるところにより、リポジトリによって公開する。
ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
- 2 著作権等の理由で公開が不適切であるとの申出が研究者からあった場合、法令等で定めがある場合を除き、本学は当該研究成果を公開しない。
- 3 本方針の制定以前に出版された研究成果や、本方針の制定以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。
- 4 研究者は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。
- 5 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

（2024 年 3 月 12 日制定）